

# 電子商取引及び情報財取引等に関する準則について

## 1. 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示することにより、電子商取引、情報財取引等をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用している他、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引、情報財取引等をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

## 2. 策定・改訂経緯

- ◆平成14年 3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
  - ◆平成14年 7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達に関する記述の追加等2項目
  - ◆平成15年 6月 : インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
  - ◆平成16年 6月 : 仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
  - ◆平成18年 2月 : 民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
  - ◆平成19年 3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（改名）  
越境取引に関する論点の追加等15項目
  - ◆平成20年 8月 : SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
  - ◆平成22年10月 : 越境取引に関する論点の修正、特定商取引法、著作権法等の改正に伴う論点の修正等23項目
  - ◆平成23年 6月 : ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正、未成年者による意思表示に関する論点の修正等23項目
- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| ◆平成24年 1月 | : 第17回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会 |
| ◆ 2月      | : 第18回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会 |
| ◆ 4月～5月   | : パブリックコメント募集                 |
| ◆平成24年11月 | : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂     |

## 今般の準則の改訂内容

### (1) ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性に関する論点の修正

◆近年、インターネット上で提供されるサービスの態様は、単発の取引から、インターネットモール等の複数の単発取引、そして、SNS等の継続的な取引、サービス提供等、様々なサービス展開がなされている。こうした取引実態を踏まえ、これまでの①インターネット通販等の単発の取引についての契約に加え、②インターネットモール等の複数の単発取引について適用される基本契約、及び、③SNS等の継続的な取引やサービスについての契約を、サイト利用規約の組入の前提となる契約の類型として整理して記述した。

また、利用規約の変更については、ウェブサイトの運営の経験等を踏まえて利用規約を随時変更するのが通例であることを踏まえ、契約更新の形で、継続的な取引の契約変更が認められるケースの他、利用者による明示的な変更への同意がなくとも、所定の条件を満たせば変更への黙示の同意があったと認められる場合があることを記述するとともに、黙示の同意があったと認められるための考慮要素について記述を追加し、必ずしも利用規約への同意クリックの仕組みが無くても、変更された利用規約の内容が契約に組み入れられる場合があることを明示的に記述することとした。

(準則 i.29 頁)

…この点、利用者による明示的な変更への同意がなくとも、事業者が利用規約の変更について利用者に十分に告知した上で、変更の告知後も利用者が異議なくサイトの利用を継続していた場合は、黙示的にサイト利用規約の変更への同意があったと認定すべき場合があると考えられる。

黙示の同意を認定する上では、変更の告知により、利用者が少なくともサイト利用規約に何らかの変更がなされる事実を認識しているであろうと認定できること、及び利用者に対して変更内容が適切に開示されていることがまず必要となる。なお、上の(2)③に述べた利用者への説明に配慮すべき努力義務は、サイト利用規約の変更の告知にも当てはまる。

また、例えば、i) 変更が一般の利用者に合理的に予測可能な範囲内であるか否か、ii) 変更が一般の利用者に影響を及ぼす程度、iii) 法令の変更への対応、悪意の利用者による不正やトラブルへの対応、条項・文言の整理など、一般の利用者であれば当然同意するであろう内容であるか否か、iv) 変更がサービスの改良や新サービスの提供など利用者にもメリットのあるものであるか否か、といった点は、サイト利用規約の変更への黙示の同意の成否を認定するにあたり考慮される可能性がある。

### (2) なりすましによる意思表示となりすまされた本人への効果帰属に関する論点の追加・修正

◆改訂前準則の「なりすましによる意思表示となりすまされた本人への効果帰属」の項目は、「インターネット取引」と「インターネットバンキング」を一つの論点として取り扱っていたが、それぞれの取引における論点の性質に鑑み、「インターネット取引」と「インターネットバンキング」を分けて、二つの論点として整理し記述した。

インターネット取引に関しては、一般的ななりすましの行為の効力について分析するとともに、本人確認の方法についての事前合意が無効になる例として、事業者、及びなりすまされた本人それぞれの帰責性の有無に応じた事例を追加した。

なりすましによるクレジットカード決済の効力については、クレジットカード会員規約に基づいた実務が行われていることから、実際のクレジットカード会員規約について分析を行うことにより、クレジットカード利用者のリスク分担を明らかにした。

インターネットバンキングについては、なりすましによる払戻し等がなされた場合について、民法 478 条（債権の準占有者に対する弁済）及び銀行と預金者の利用規定の関係について、最高裁判例を踏まえ、整理、分析することにより、銀行と預金者のリスク分担を明らかにした。

（準則 i.44 頁）

…現行のクレジットカード会員規約からすると、クレジットカード会員は、①善良なる管理者の注意をもってクレジットカード及びクレジットカード情報を管理する義務に違反したとき、②クレジットカードの紛失・盗難に遭った後、速やかに届け出る等の措置を行わなかった場合、③クレジットカード会員の家族、同居人等の不正行為であるとき、④クレジットカード会員の故意又は重過失のために不正行為が生じたときなどを除き、支払又は賠償義務を負わないこととなっている。

逆に、①から④の場合には、クレジットカード会員規約上、クレジットカード会員が責任を負うことになる。

（準則 i.46 頁）

インターネット・バンキングにおいて、預金者のIDパスワード等を冒用したなりすましによる払戻しや振込指図（以下「払戻し等」という）が行われた場合、銀行が預金者に対して、払戻し等が有効である（払戻し等の行われた額について銀行は免責される）と主張できるかが問題となる。

このような無権限の払戻し等は、a) 無権限者（冒用者）に権限があるような外観があり、かつb) 実は権限がないことについて弁済者（銀行）が善意・無過失であれば、有効とされる（民法第478条）。銀行の善意・無過失が認められるためには、無権限者による払戻し等を可能な限度で排除できるようなシステムの構築と運用がなされる必要がある。

銀行実務においては、通常、約款で本人確認の方法について事前合意を結び、事前に合意された方法を利用していれば、無権限者による払戻し等も有効とすることとしているが、このような約款は、判例上、銀行に過失がある場合には適用されないと解されている。

### （3）共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加

◆近年、市場の拡大がみられる共同購入クーポンサービスについて、クーポンが正常に履行されなかった場合等における、当事者間の責任分担について分析等を行う前提として、いくつかの典型的な取引類型を挙げて法的性格を分析し、記述した。

更に、消費者庁による「景表法の留意事項」も引用し、クーポンの広告表示や価格表示の問題について、

当事者の責任について整理し記述した。

(準則 i.94 頁)

…共同購入クーポンには様々なサービス態様が存在しており、最終的に当事者の誰と誰が、どのような法的関係にあるのかを検証しなければ、各当事者にどのような法律効果が及び、義務が生じるかが不明確となる。そこで、このような共同購入クーポンはそもそもどのような取引といえるのかを検討する必要がある。以下考え方1～3として、典型的な事例を想定して分析した考え方を示す。

#### 考え方1:債権譲渡

共同購入クーポンは、最低販売数を超える申込みがあることを停止条件として当該加盟店でサービスを受けられる権利(債権)である。そして、クーポンサイト運営事業者は、当該債権を販売している。即ち、クーポンサイト運営事業者とクーポン購入者との間に売買契約が成立しているが、この売買契約についても、最低販売数を超える申込みがあることが停止条件として付されており、停止条件が成就しない限り売買契約の効力が発生しない。

#### 考え方2:販売インフラ提供(集金代行)

クーポンを購入した時点で、クーポン購入者と加盟店の間で、当該加盟店による商品の引渡し又はサービスの提供についての契約が成立する。但し、当該契約には、最低販売数を超える申込みがあることが停止条件として付されており、停止条件が成就しない限り契約の効力が発生しない。クーポンサイト運営事業者は、当該契約の成立に向けた行為を行うというサービスを提供し、さらに、クーポンサイト運営事業者が、当該契約についての集金代行サービスを提供している。

#### 考え方3:広告及び集金代行

考え方2と同様、クーポンを購入した時点で、クーポン購入者と加盟店の間で、商品の引渡し又はサービスの提供についての契約が成立する。但し当該契約には、最低販売数を超える申込みがあることが停止条件として付されており、停止条件が成就しない限り契約の効力が発生しない。クーポンサイト運営事業者がクーポンをウェブサイトに掲載している行為は、広告掲載に過ぎず、その販売数によって加盟店から広告掲載料を徴収するとともに、加盟店とクーポン購入者との間の商品引渡し又はサービス提供契約についての集金代行サービスを提供している。

### (4) 情報財の取引等に関する論点の修正

- ◆改訂前準則の「Ⅲ 情報財の取引等に関する論点」の項目は、完成品として市場で流通する情報財(ソフトウェア等)を主な検討の対象として記述していたが、今後の検討の対象として、音楽、映像、ゲーム、データベースに含まれる情報・データなど、様々なデジタルコンテンツの取引が対象となり得ることを踏まえ、情報財取引に関する論点の導入ページに記述を追加し、今後の各取引の法的性格の詳細な分析へ繋げていくこととした。

## (5) 当事者による契約締結行為が存在しないライセンス契約の成立に関する論点の追加

- ◆ 現行の実務上、ソフトウェアのライセンス契約に対し、別の主体によって同意の行為が行われている場合でも、いくつかのパターンによってエンドユーザーとなる企業を拘束するための契約の橋渡しが実施されており、基本的にはそれらは有効と考えられる。ただし、理論的には、その有効性に疑問が生じるケースも想定され得るため、当事者への注意喚起の意味も込めて当事者間のリスクの分析を行った。

(準則 iii.23 頁)

…そこで、後日の紛争を可及的に防止するためにも、以下の諸点に留意することが望まれる。

### ○ ソフトウェア会社

- ・上記(2)①及び②のような枠組みを作るために、 $\alpha$  契約の契約条項を整備する。
- ・上記(2)①の場合には、ユーザー会社がソフトウェア会社の定める使用許諾条項を確認できる環境を整備する。

### ○ システム会社

- ・ユーザー会社に提供するシステムに組み込まれるソフトウェアについては、その使用許諾条件をあらかじめ確認する。
- ・ソフトウェア会社とユーザー会社間の紐付けが可能となるよう、使用許諾契約の締結が必要と思われるソフトウェアの存在を念頭に  $\beta$  契約の契約条項を整備する。
- ・ユーザー会社に対して、ソフトウェア会社の使用許諾条件を提供する等、ソフトウェアの使用許諾条件を理解してもらえよう努める。

### ○ ユーザー会社

- ・自ら導入するシステムに含まれるソフトウェアの使用許諾契約の各条項を事前に確認する。

## (6) 外国判決、外国仲裁判断の承認、執行に関する論点の追加

- ◆ 日本の事業者が外国の裁判所または外国を仲裁地とする仲裁判断において敗訴した場合を念頭におき、外国判決の承認・執行及び外国仲裁判断の承認・執行について、要件・手続き・根拠法などを整理した。

## (7) 法改正、新たな裁判例への対応、その他軽微な修正

- ◆ 「I-1-1 契約の成立時期（電子承諾通知の到達）」の論点において、「受注確認メールは承諾の意思表示でなく、これをもって契約は成立しない」とした裁判例について追記を行った。
- ◆ 「II-4-1 景品表示法による規制」の論点において、消費者庁により「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の 問題点及び留意事項」が公表されたことに伴う修正を行った。
- ◆ 「II-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供」、及び、「III-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェアの制限の解除方法を提供した場合の責任」の論点において、不正競争防止法改正に伴う修正を行った。
- ◆ 「III-5 ベンダーが負うプログラムの担保責任」の論点において、ウィルス作成罪に関する記述を

追加するとともに、時効の起算点に関する修正等を行った。

- ◆「Ⅲ-8 ユーザーの知的財産権譲受人への対抗」の論点において、特許法、破産法改正に伴う修正を行った。
- ◆民事訴訟法に国際裁判管轄に関する諸規定が整備されたことに伴う修正した。
- ◆その他、軽微な修正を行った。